



事務連絡  
令和2年10月9日

各都道府県知事殿

個人情報保護委員会事務局長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省医薬・生活衛生局長  
厚生労働省老健局長

「「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A（事例集）」の一部改正について

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A（事例集）」（「「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A（事例集）について」（平成29年5月30日付け事務連絡）別添。以下「Q&A」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の一部が改正されたことに伴い、Q&Aの一部を別添のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内市町村（指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区等を含む。）に対しても、併せて周知願います。